

第16期 定時株主総会招集のご通知

2016年4月1日 ▶ 2017年3月31日

開催
日時

2017年6月23日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

大阪府中央区備後町二丁目2番1号

りそなグループ大阪本社ビル

地下2階講堂

（巻末記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

本年より、東京に中継会場を設けております。

90頁記載の「中継会場のご案内」

をご参照ください。

中継会場にご来場の際には、本冊子（第16期定時株主総会招集のご通知）をご持参いただき、当日受付にてご提示いただきますようお願いいたします。

なお当日、中継会場では総会の様子をスクリーンでご覧いただくのみとなります。ご質問や議決権行使はできませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限



郵 送

2017年6月22日（木曜日）
午後5時30分必着



インターネット

2017年6月22日（木曜日）
午後5時30分まで



株式会社 りそなホールディングス

RESONA

株主の皆さまへ

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社 **りそなホールディングス**
取締役兼代表執行役社長 **東 和浩**

第16期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2017年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

▶ 議決権行使の方法につきましては、3頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時 2017年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそなグループ大阪本社ビル 地下2階講堂

（巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。なお、本会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。）
また、本年より東京に中継会場を設けております。詳しくは90頁をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項 第16期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **会社提案（第1号議案～第2号議案）**
取締役会からご提案させていただく議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

■ 株主総会にご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制」ならびに「特定完全子会社に関する事項」および計算書類の「個別注記表」ならびに連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会または会計監査人が監査した事業報告および計算書類ならびに連結計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している「業務の適正を確保する体制」ならびに「特定完全子会社に関する事項」および「個別注記表」ならびに「連結注記表」を含みます。

■ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** <http://www.resona-gr.co.jp/>

りそなホールディングス

検索

株主提案（第3号議案～第20号議案） 一部の株主さま（計2名）からご提案された議案

- 第3号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）
- 第4号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
- 第5号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
- 第6号議案 定款一部変更の件（当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に
出馬しながらも復職ができる制度の創設）
- 第7号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）
- 第8号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）
- 第9号議案 定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）
- 第10号議案 定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと
平等な取り扱いに関する規定）
- 第11号議案 定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知
等への掲載について）
- 第12号議案 定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）
- 第13号議案 定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議
開催）
- 第14号議案 定款一部変更の件（出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二
「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）
- 第15号議案 定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの
禁止）
- 第16号議案 定款一部変更の件（金田勝年法務大臣の一連の行動に対する当社として
の意見表明に関する特別委員会の設置）
- 第17号議案 定款一部変更の件（株式会社ケンコーへの融資に関する特別調査委員
会の設置）
- 第18号議案 浦野光人取締役解任の件
- 第19号議案 定款一部変更の件（浦野光人取締役に関する特別調査委員会の設置）
- 第20号議案 取締役選任の件

第3号議案～第20号議案は一部の株主さま（計2名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

以 上

目 次

■ 議決権行使方法のご案内	3	■ [第16期定時株主総会招集のご通知添付書類]
■ 株主総会参考書類	7	■ 事業報告
＜会社提案＞		■ 連結計算書類
第1号議案～第2号議案	7	■ 計算書類
＜株主提案＞		■ 監査報告書
第3号議案～第20号議案	24	■ 会場のご案内
		90

議決権行使方法のご案内

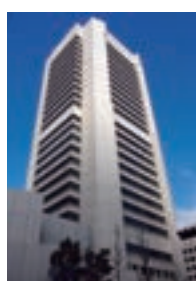
株主総会にご出席いただける場合



開催日時

2017年6月23日（金曜日）午前10時 開会
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



開催場所

**りそなグループ大阪本社ビル
地下2階講堂**

▶ 会場の詳細は、巻末をご覧ください。

※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意願います。

※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

株主総会にご出席いただけない場合

中継会場にご来場の場合も以下の方法であらかじめ議決権の行使をお済ませください。
当日、中継会場では議決権行使はできません。

郵 送



行使期限

**2017年6月22日（木曜日）
午後5時30分必着**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご投函ください。

▶ 詳細は4頁をご覧ください。

インターネット



行使期限

**2017年6月22日（木曜日）
午後5時30分まで**

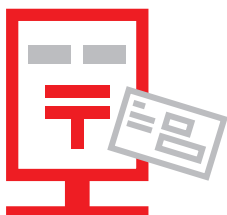
当社指定の議決権行使ウェブサイト
<http://www.web54.net>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は5頁をご覧ください。

決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」欄に掲載させていただきます。

本株主総会の模様についても、後日、同ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

□ 当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」 <http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/>



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、
下図のように切り取ってご投函ください。

なお、議案について賛否の表示がない場合は、**会社提案については「賛」、株主提案については「否」**の表示があったものとしてお取扱いいたします。

議決権行使期限 2017年6月22日(木曜日) 午後5時30分必着

こちらを切り取ってご投函ください

議 決 権 行 使 書		株主番号	議決権行使回数	個																																																																		
株式会社 りそなホールディングス 貴中																																																																						
私は、2017年6月23日開催の貴社第16期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行います。 2017年6月 日																																																																						
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。																																																																						
会 社 提 案 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号議案</td> <td style="text-align: center;">第2号議案</td> <td style="text-align: center;">(7の付帯議案を含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> </table>		第1号議案	第2号議案	(7の付帯議案を含む)	○	○		○	○		株主提案（一部の株主さまからご提案された議案） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第3号議案</td> <td style="text-align: center;">第4号議案</td> <td style="text-align: center;">第5号議案</td> <td style="text-align: center;">第6号議案</td> <td style="text-align: center;">第7号議案</td> <td style="text-align: center;">第8号議案</td> <td style="text-align: center;">第9号議案</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>			第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																				
第1号議案	第2号議案	(7の付帯議案を含む)																																																																				
○	○																																																																					
○	○																																																																					
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案																																																																
○	○	○	○	○	○	○																																																																
○	○	○	○	○	○	○																																																																
株 主 提 案（一部の株主さまからご提案された議案） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第10号議案</td> <td style="text-align: center;">第11号議案</td> <td style="text-align: center;">第12号議案</td> <td style="text-align: center;">第13号議案</td> <td style="text-align: center;">第14号議案</td> <td style="text-align: center;">第15号議案</td> <td style="text-align: center;">第16号議案</td> <td style="text-align: center;">第17号議案</td> <td style="text-align: center;">第18号議案</td> <td style="text-align: center;">第19号議案</td> <td style="text-align: center;">第20号議案</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>		第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	第20号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	株 主 提 案（一部の株主さまからご提案された議案） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第10号議案</td> <td style="text-align: center;">第11号議案</td> <td style="text-align: center;">第12号議案</td> <td style="text-align: center;">第13号議案</td> <td style="text-align: center;">第14号議案</td> <td style="text-align: center;">第15号議案</td> <td style="text-align: center;">第16号議案</td> <td style="text-align: center;">第17号議案</td> <td style="text-align: center;">第18号議案</td> <td style="text-align: center;">第19号議案</td> <td style="text-align: center;">第20号議案</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>			第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	第20号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	第20号議案																																																												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	第20号議案																																																												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												

第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第3～20号議案は一部の株主さま
からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案い
ずれにも**反対**しております。
詳細は**24頁以降**をご参照下さい。

株式会社リゾナホールディングス

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合:「賛」の欄に○印 ▶ 反対の場合:「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

[illegible]

会社提案・取締役会の意見に
反対される場合

会 社 提 案			株主提案(一部の株主さまからご提案された議案)								
第1号議案	第2号議案	[下の欄へ 名を除く]	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案		
賛	賛		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛		
否	否		否	否	否	否	否	否	否		

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する **議決権行使ウェブサイト** にアクセスし、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権行使期限 **2017年6月22日(木曜日) 午後5時30分まで**



パスワードのお取扱いについて

- ▶ 新しいパスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
- ▶ 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

! ご注意事項

- 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



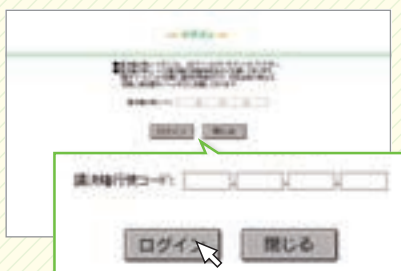
アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

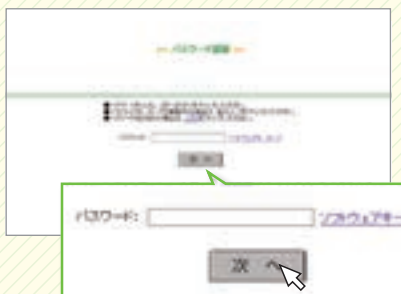
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 ログインする



3 パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

システムに係る条件について



パソコン・スマートフォン による場合

- ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可してください。
- 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。



携帯電話による場合

- 以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

i モード

EZweb

Yahoo!ケータイ

- ※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

受付時間 午前9時～午後9時

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議案および参考事項

<会社提案>

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第 6 種優先株式の全部を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減少するとともに、当該優先株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するものであります。
- (2) 第 6 種優先株式の全部を消却したことに伴い、当該優先株式に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案																																										
第 2 章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,027,000,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。 <table><tr><td>普通株式</td><td>6,000,000,000株</td></tr><tr><td>第 5 種優先株式</td><td>4,000,000株</td></tr><tr><td>第 6 種優先株式</td><td>3,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr></table>	普通株式	6,000,000,000株	第 5 種優先株式	4,000,000株	第 6 種優先株式	3,000,000株	第一回第 7 種優先株式	10,000,000株	第二回第 7 種優先株式	10,000,000株	第三回第 7 種優先株式	10,000,000株	第四回第 7 種優先株式	10,000,000株	第一回第 8 種優先株式	10,000,000株	第二回第 8 種優先株式	10,000,000株	第三回第 8 種優先株式	10,000,000株	第四回第 8 種優先株式	10,000,000株	第 2 章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,024,000,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。 <table><tr><td>普通株式</td><td>6,000,000,000株</td></tr><tr><td>第 5 種優先株式</td><td>4,000,000株</td></tr></table> <削除> <table><tr><td>第一回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr></table>	普通株式	6,000,000,000株	第 5 種優先株式	4,000,000株	第一回第 7 種優先株式	10,000,000株	第二回第 7 種優先株式	10,000,000株	第三回第 7 種優先株式	10,000,000株	第四回第 7 種優先株式	10,000,000株	第一回第 8 種優先株式	10,000,000株	第二回第 8 種優先株式	10,000,000株	第三回第 8 種優先株式	10,000,000株	第四回第 8 種優先株式	10,000,000株
普通株式	6,000,000,000株																																										
第 5 種優先株式	4,000,000株																																										
第 6 種優先株式	3,000,000株																																										
第一回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第二回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第三回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第四回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第一回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第二回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第三回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第四回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
普通株式	6,000,000,000株																																										
第 5 種優先株式	4,000,000株																																										
第一回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第二回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第三回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第四回第 7 種優先株式	10,000,000株																																										
第一回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第二回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第三回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										
第四回第 8 種優先株式	10,000,000株																																										

現 行 定 款

変 更 案

第3章 優先株式

(優先配当金)

第11条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当（第51条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

第6種優先株式 1株につき、その払込金額（25,000円）に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第3章 優先株式

(優先配当金)

第11条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当（第51条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

<削除>

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

現 行 定 款

変 更 案

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

②（条文省略）

③（条文省略）

(残余財産の分配)

第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第5種優先株式 1株につき 25,000円

第6種優先株式 1株につき 25,000円

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

②（条文省略）

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

②（現行どおり）

③（現行どおり）

(残余財産の分配)

第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第5種優先株式 1株につき 25,000円

<削除>

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

②（現行どおり）

現 行 定 款

変 更 案

(優先株式の取得条項)

第16条 (条文省略)

- ② 当会社は、平成28年12月8日以降の日であつて、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第6種優先株式1株につき、金25,000円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額の金銭を支払う。

③ (条文省略)

④ (条文省略)

⑤ (条文省略)

- ⑥ 第1項ないし第4項に基づき、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

第4章 株主総会

(種類株主総会)

第24条 (条文省略)

② (条文省略)

- ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(優先株式の取得条項)

第16条 (現行どおり)

<削除>

② (現行どおり)

③ (現行どおり)

④ (現行どおり)

- ⑤ 第1項ないし第3項に基づき、第5種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

第4章 株主総会

(種類株主総会)

第24条 (現行どおり)

② (現行どおり)

- ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位等
1	再任	ひがし 東 かずひろ 和浩	取締役兼代表執行役社長
2	再任	かん 菅 てつや 哲哉	取締役兼代表執行役
3	新任	はら 原 としき 俊樹	代表執行役
4	再任	いそ の 磯野 かおる 薫	取締役
5	再任	あり ま 有馬 とし お 利男	社外取締役 独立役員
6	再任	さ ぬ き 佐貫 よう こ 葉子	社外取締役 独立役員
7	再任	うら の 浦野 みつ ど 光人	社外取締役 独立役員
8	再任	まつ い 松井 ただみつ 忠三	社外取締役 独立役員
9	再任	さ と う 佐藤 ひでひこ 英彦	社外取締役 独立役員
10	新任	ば ば 馬場 ちはる 千晴	社外取締役候補者 独立役員（予定）

候補者番号

1

ひがし

かずひろ

東 和浩

再任

- 生年月日：1957年4月25日生
- 所有する当社株式数：普通株式 60,800株
- 取締役在任年数：8年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中18回



重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役会長兼代表取締役社長

取締役候補者とした理由など

東和浩は、財務部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の社長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、引き続き同氏が業務執行の最高責任者として、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

東和浩と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1982年4月	当グループ入社	2011年4月	同取締役兼代表執行役副社長
2003年10月	当社執行役財務部長 兼りそな銀行執行役企画部 (財務) 担当	2012年4月	りそな銀行代表取締役副社長 兼執行役員
2005年6月	りそな信託銀行社外取締役	2013年4月	当社取締役兼代表執行役社長 (現任)
2007年6月	りそな銀行常務執行役員 経営管理室担当	2013年4月	りそな銀行代表取締役社長 兼執行役員
2009年6月	当社取締役兼執行役副社長	2017年4月	同取締役会長兼代表取締役社 長（現任）

候補者番号

2

かん てつ や
菅 哲哉

再任

- 生年月日：1961年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 40,800株
- 取締役在任年数：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中18回



重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員

取締役候補者とした理由など

菅哲哉は、営業部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の経営管理部門の長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、引き続き同氏が経営管理部門等を統括し、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

菅哲哉と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1984年4月	当グループ入社	2013年4月	りそな銀行取締役兼執行役員 経営管理部担当
2008年4月	りそな銀行執行役員大阪地域 担当（市外北ブロック担当）	2013年6月	当社取締役兼代表執行役グ ループ戦略部担当兼購買戦略 部担当
2009年6月	同執行役員大阪地域担当 （市外南ブロック担当）	2017年4月	同取締役兼代表執行役グ ループ戦略部担当（現任）
2011年6月	同常務執行役員地域サポ ート部担当	2017年4月	りそな銀行代表取締役副社長 兼執行役員経営管理部担当 （現任）
2012年4月	同常務執行役員経営管理部 担当		
2013年4月	当社代表執行役グループ戦略 部担当兼購買戦略部担当		

候補者番号

3

は ら と し き
原 俊 樹

新任

- 生年月日：1960年4月1日生
- 所有する当社株式数：普通株式 25,500株



重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役兼執行役員、
株式会社埼玉りそな銀行執行役員

取締役候補者とした理由など

原俊樹は、営業部門等の業務経験ならびにりそな銀行副社長、当社及びりそな銀行の人材サービス部門の長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、同氏が人材サービス部門等を統括し、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

原俊樹と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1982年4月	当グループ入社	2014年4月	りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員東日本担当統括
2008年4月	りそな銀行執行役員大阪地域担当（市外南ブロック担当）	2015年4月	近畿大阪銀行取締役
2009年6月	同執行役員神奈川地域担当	2017年4月	当社代表執行役人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当（現任）
2010年6月	同常務執行役員神奈川地域担当	2017年4月	りそな銀行取締役兼執行役員人材サービス部担当兼人材育成部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当（現任）
2012年4月	同常務執行役員人材サービス部担当兼人材育成部担当	2017年4月	埼玉りそな銀行執行役員人材サービス部副担当（現任）
2013年4月	当社代表執行役人材サービス部担当		
2013年4月	りそな銀行取締役兼執行役員人材サービス部担当兼人材育成部担当		
2013年6月	当社取締役兼代表執行役人材サービス部担当		

候補者番号 **4**

い そ の かおる
磯野 薫

再任



- 生年月日：1956年2月21日生
- 所有する当社株式数：普通株式 27,500株
- 取締役在任年数：8年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中18回
- 監査委員会への出席状況：13回中13回

取締役候補者とした理由など

磯野薫は、リスク管理・ALM部門の豊富な業務経験及び財務・会計に関する適切な知見ならびに監査委員としての経営の監督にかかる豊富な経験を有しております。また、社内の各種会議等において、特に、グループの内部統制強化の観点からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

磯野薫と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1978年 4 月	株式会社日本長期信用銀行入行	2004年 6 月	奈良銀行社外取締役
2000年10月	株式会社新生銀行市場リスク管理部長	2007年 6 月	近畿大阪銀行社外取締役
2004年 4 月	当社執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当	2009年 6 月	当社取締役監査委員会委員長
2004年 4 月	りそな銀行執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当	2010年 6 月	同取締役監査委員会委員（現任）

候補者番号

5

あり ま と し お
有馬 利男

再任



社 外
取締役

独 立
役員

- 生年月日：1942年5月31日生
- 所有する当社株式数：普通株式 12,800株
- 取締役在任年数：6年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中14回
- 指名委員会への出席状況：8回中8回
- 報酬委員会への出席状況：10回中9回

重要な兼職の状況

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事、
キリンホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

有馬利男氏については、製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

有馬利男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

有馬利男氏の兼職先である一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンに対する寄付はございません。

略歴、地位及び担当

1967年 4 月	富士ゼロックス株式会社入社	2011年 6 月	当社社外取締役指名委員会委員
2002年 6 月	同代表取締役社長（執行役員）	2011年10月	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク（現一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）代表理事（現任）
2006年10月	富士フィルムホールディングス株式会社取締役	2012年 6 月	当社社外取締役指名委員会委員長（現任）
2007年 6 月	富士ゼロックス株式会社取締役相談役	2012年11月	同報酬委員会委員（現任）
2007年 6 月	りそな銀行社外取締役		
2008年 6 月	富士ゼロックス株式会社相談役特別顧問		
2011年 3 月	キリンホールディングス株式会社社外取締役（現任）		
2011年 6 月	富士重工業株式会社社外取締役		

候補者番号 **6**

さ ぬ き よ う こ
佐 貫 葉 子

再 任

社 外
取締役

独 立
役 員

- 生年月日：1949年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 10,300株
- 取締役在任年数：5年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中18回
- 監査委員会への出席状況：13回中13回



重要な兼職の状況

弁護士（NS綜合法律事務所所長）、明治ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

佐貫葉子氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐貫葉子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐貫葉子氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

略歴、地位及び担当

1981年 4 月	弁護士登録	2009年 4 月	明治ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2001年11月	NS綜合法律事務所所長（現任）	2011年 6 月	りそな銀行社外取締役
2003年 6 月	株式会社クラヤ三星堂社外監査役	2012年 6 月	当社社外取締役監査委員会委員
2007年 6 月	明治乳業株式会社社外監査役	2015年 6 月	同監査委員会委員長（現任）

※佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

候補者番号 **7**

浦野 光人

再任



社外取締役

独立役員

- 生年月日：1948年3月20日生
- 所有する当社株式数：普通株式 3,000株
- 取締役在任年数：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中16回
- 報酬委員会への出席状況：10回中10回

重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ相談役、横河電機株式会社社外取締役、HOYA株式会社社外取締役、株式会社日立物流社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

浦野光人氏については、製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

浦野光人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
浦野光人氏は、株式会社ニチレイの相談役であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

略歴、地位及び担当

1971年 4月	日本冷蔵株式会社（現株式会社ニチレイ）入社	2009年 6月	株式会社日本システムディベロップメント社外監査役
1997年 4月	同経営企画部長	2010年 6月	JXホールディングス株式会社社外監査役
1999年 6月	同取締役経営企画部長	2011年 6月	横河電機株式会社社外取締役（現任）
2001年 6月	同代表取締役社長	2013年 6月	当社社外取締役報酬委員会委員
2005年 1月	株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長	2013年 6月	株式会社ニチレイ相談役（現任）
2007年 4月	同取締役会長	2013年 6月	HOYA株式会社社外取締役（現任）
2007年 6月	株式会社ニチレイ代表取締役会長	2014年 6月	当社社外取締役報酬委員会委員長（現任）
2008年 5月	社団法人日本冷凍食品協会会長	2014年 6月	株式会社日立物流社外取締役（現任）
2008年 6月	新日鉱ホールディングス株式会社社外監査役		
2009年 6月	三井不動産株式会社社外取締役		

候補者番号 **8**

まつ い た だ み つ
松井 忠三

再任

社 外
取締役

独 立
役員

- 生年月日：1949年5月13日生
- 所有する当社株式数：普通株式 12,200株
- 取締役在任年数：3年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中16回
- 指名委員会への出席状況：8回中8回
- 報酬委員会への出席状況：10回中10回



重要な兼職の状況

株式会社松井オフィス代表取締役社長、株式会社アダストリア社外取締役、株式会社ネクステージ社外取締役、株式会社サグマツ社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

松井忠三氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

松井忠三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

松井忠三氏は、株式会社松井オフィス代表取締役社長であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

略歴、地位及び担当

1973年 6 月	株式会社西友ストア入社	2013年 6 月	りそな銀行社外取締役
1993年 5 月	株式会社良品計画取締役	2013年 9 月	株式会社アダストリアホールディングス（現株式会社アダストリア）社外取締役（現任）
1997年 5 月	同常務取締役	2014年 6 月	当社社外取締役報酬委員会委員（現任）
1999年 3 月	同専務取締役	2014年 6 月	株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役
2001年 1 月	同代表取締役社長	2015年 5 月	株式会社ネクステージ社外取締役（現任）
2001年 5 月	株式会社アール・ケイ・トラック取締役	2015年 6 月	当社社外取締役指名委員会委員（現任）
2008年 1 月	株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員	2016年11月	株式会社サグマツ社外取締役（現任）
2009年 5 月	ムジ・ネット株式会社代表取締役社長		
2010年 4 月	株式会社T&T（現株式会社松井オフィス）代表取締役社長（現任）		

候補者番号 9

さとう ひでひこ
佐藤 英彦

再任

社外
取締役

独立
役員

- 生年月日：1945年4月25日生
- 所有する当社株式数：普通株式 5,000株
- 取締役在任年数：2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：18回中18回
- 監査委員会への出席状況：13回中13回



重要な兼職の状況

弁護士（ひびき法律事務所）、株式会社LIXILグループ社外取締役、
大日本住友製薬株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

佐藤英彦氏については、法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、取締役会等において、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐藤英彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
佐藤英彦氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

略歴、地位及び担当

1968年4月	警察庁入庁	2011年6月	株式会社住生活グループ （現 株式会社LIXILグループ）社外取締役兼監査委員会委員
1986年8月	内閣法制局参事官	2011年6月	大日本住友製薬株式会社社外監査役
1992年4月	警視庁刑事部長	2013年6月	同社外取締役（現任）
1995年2月	埼玉県警察本部長	2013年6月	株式会社LIXILグループ 社外取締役兼指名委員会委員 兼監査委員会委員（現任）
1996年12月	警察庁刑事局長	2014年6月	りそな銀行社外取締役
1999年1月	大阪府警察本部長	2015年6月	当社社外取締役監査委員会委員（現任）
2002年8月	警察庁長官		
2004年8月	警察庁顧問		
2005年2月	警察共済組合理事長		
2011年6月	弁護士（第一東京弁護士会所属）（現任）		

候補者番号 **10**

ば ば ち は る
馬場 千晴

新任

社 外
取締役

独立役員
(予定)

- 生年月日：1950年11月15日生
- 所有する当社株式数：普通株式 4,100株



重要な兼職の状況

東北電力株式会社社外監査役、
株式会社埼玉りそな銀行社外取締役（2017年6月22日付退任予定）

社外取締役候補者とした理由など

馬場千晴氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に収益管理やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

馬場千晴氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1973年 4 月	株式会社日本興業銀行入行	2010年 7 月	JX日鉱日石エネルギー株式会社監査役（常勤）
2001年 6 月	同執行役員統合リスク管理部長	2012年 6 月	JX日鉱日石金属株式会社監査役（常勤）
2002年 4 月	株式会社みずほ銀行常務執行役員	2014年 6 月	同顧問
2004年 4 月	みずほ信託銀行株式会社専務執行役員	2015年 6 月	埼玉りそな銀行社外取締役（現任）
2004年 6 月	同専務取締役	2015年 6 月	東北電力株式会社社外監査役（現任）
2005年 4 月	同代表取締役副社長		
2007年 6 月	株式会社ジャパンエナジー監査役（常勤）		

- (注) 1. 取締役候補者のうち、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏、佐藤英彦氏及び馬場千晴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者のうち、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、馬場千晴氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、指名委員会において、同委員会が定める「取締役候補者選任基準」に則り、取締役候補者の要件ならびに社外取締役については独立性の要件を十分に満たしているか検証のうえ経営の監督に相応しい人材を選任しております。
また、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しており、引き続きグループの企業価値を高めるため、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。
4. 当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

「取締役候補者選任基準」の概要

(取締役候補者の要件)

本基準における取締役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) リソナグループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること
- (2) 取締役としての人格および識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者であること
- (3) 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
- (4) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

(社外取締役の独立性の要件)

1. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人(以下、「業務執行者」という。)、または、その就任前10年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者
 - (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者

- (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係（注1）がある会社またはその親会社もしくははその重要な子会社の業務執行者である者
 - (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
 - (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
 - (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
 - (7) 上記（2）から（6）について過去5年間に於いて該当する場合
 - (8) 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
 - (9) 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくははその子会社等の業務執行者である者
 - (10) 社外取締役としての在任期間が通算で8年を経過している者
 - (11) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
- （注1）重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。
- (i) 通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上
 - (ii) 当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合
2. 上記（1）から（11）のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

（取締役の候補者の決定）

1. 指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、本基準において定める取締役候補者の要件を満たすとともに、さまざまなバックグラウンドと経験を有した者を確保するものとする。
2. 前項のほか、取締役候補者を決定するにあたり、原則として取締役会の過半数について、本基準において定める独立性を有する社外取締役と認められる者を確保するものとする。

株主提案（第3号議案～第20号議案） 25～42頁

一部の株主さま（計2名）からご提案された議案

- 第3号議案は、1名の株主さま（議決権比率は0.004%）からのご提案となっております。
- 第4号議案から第20号議案までは、1名の株主さま（議決権比率は0.001%）からのご提案となっております。
- 各議案の議案の要領および提案の理由は、法令に従い、明らかに不適切な表現を伏字にしたうえで、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

●株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

今回、計2名の株主さまから計18議案のご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、当社取締役会としては、これらの議案のいずれについても**反対**いたします。

次頁以降に記載の各株主さまから提案された議案の要領および提案の理由、ならびにこれらの議案に対する当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

<株主提案>

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第3号議案

定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）

1. 議案の要領

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に傘下各行頭取がマイナス金利政策を深堀しないように要望書を手渡す」

2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関だけにリスクを押し付ける行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは副作用の方が大きい。貸出は伸びてはいるが、空き家が増える中に貸家業向等の不動産融資や高利カードローン等、貸し倒れリスクの大きい信用度の低い融資は将来不良債権化する要因であり、過去の金融危機の教訓が全く生かされていない。深堀すれば赤字転落や、経営基盤の弱い中小金融機関・地方銀行等の破たんが相次ぐことを強く懸念する。銀行生保・郵政3社の株価下落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込む悪循環にも陥っている。日銀に間違った政策を深堀しないように傘下各行頭取が要望書を日銀総裁に手渡すべきである。提案者は日銀の出資者でもあるが、株式会社に相当する総会や提案制度はなく、意見を言う場が無い為止むを得ず市中銀行に提案をした。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

会社定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、本件のような金融政策に関する条文を定款に規定することは、適切ではないものと考えております。

なお、当グループは、本年4月に公表いたしました「中期経営計画」に基づき、時代の変化・お客さまの金融行動の変化に適合した「次世代リテール金融サービスモデル」の構築、お客さまとの深度あるリレーションの構築に基づくストック型フィードバックの増強と更なる生産性向上を柱とする「中長期的な収益構造改革」の実現に取り組んでまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第4号議案

定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 議案の要領

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の2011年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

役員報酬につきましては、取締役および執行役のそれぞれの役割等に応じた適切な報酬体系を採用しております。取締役については、執行役に対する健全な監督を重視した報酬とし、執行役については、業務執行に対する適切なインセンティブの維持・向上を図るべく、業績連動比率を重視する報酬体系とし、更に当社グループの持続的且つ中長期的な成長と株主価値増大に向けたインセンティブを図ることを狙いとして株式取得報酬を含む体系とすることを基本的な考え方としております。

また、上記報酬方針および個人別の報酬額の決定については、独立性の高い社外取締役のみで構成する報酬委員会にて、会社および個人の業績評価結果を踏まえて決定することとすることで、客観性および透明性を確保しております。

一方、報酬の開示にあたりましては、取締役および執行役の報酬総額、種類別の報酬額および人数を、また、「取締役および執行役に関する報酬方針」を、法令等に基づき、適正に事業報告およびコーポレートガバナンスに関する報告書等へ開示しております。このように、役員報酬の決定手続および開示は適切に行われており、報酬の個別開示を行わずとも、株主の皆さまの利益を害するものではありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第5号議案

定款一部変更の件(取締役会議長と最高経営責任者の分離)

1. 議案の要領

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権等を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社「コーポレートガバナンス基本方針」においては、取締役会の構成について独立性の高い社外取締役を過半数とする旨定めるとともに、指名委員会および報酬委員会においては原則社外取締役のみで構成する旨定めており、透明性と客観性の高いガバナンスを構築しております。

一方、当社の取締役会議長については、定款第30条第1項において、「法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し、議長となる」旨定めており、上記のとおり独立性の高い社外取締役が過半数を占める取締役会による指名により、社外取締役を含む取締役が議長となることが可能な仕組みとしており、透明性および客観性の高いルールを設けております。

また、現在、取締役会においては、執行役社長を兼務する取締役を議長として指名しておりますが、その任期は1年であるとともに、毎年取締役会の議事進行等について全取締役から評価を受ける仕組みとしております。評価結果は概ね適切と評価されている状況であり、定款上議長を社外取締役に限定するまでの必要はないと考えます。したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第6号議案

定款一部変更の件(当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に出馬しながらも復職ができる制度の創設)

1. 議案の要領

「当社は、当社の従業員が、退職手続きを経ずに、国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に出馬することを認め、あるいは、任期を務めた一定期間後に、復職を認める制度を整えなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

号泣県議やセクハラ野次など、地方議会の低レベルさや、東京電力等の労働組合の従業員が、正社員の地位を保持しながら地方議会議員になっている事例などが注目されている。一定知識経験を有した人物による公共分野への新規参入、そのための社会的インフラ整備は、推奨されるべきで、当社従業員が、地方議員や首長を務め、その後、当社に復職することは、当社及び公共サービス分野での人材の多様性を促進し、望ましいと考えられる。当社でも、出向などの制度は存在すると思われるが、一般に監督官庁などへのものであり、癌と化した終身雇用や年功賃金の慣行を、率先して見直す施策は積極的に推進すべきだ。米国では、リンドン・ジョンソン第36代大統領がはじめた、大統領補佐官、副大統領、閣僚などの政府高官のアシスタントとなり、1年間の現場研修を受ける「ホワイトハウス・フェロー」の制度があり、名門企業在职者が応募し、終了後の復職も一般的だ。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

そもそも、本議案は業務執行に関わる事項であって定款で取締役会の経営判断を縛ることは必ずしも適切とは思われませんが、それを措くとしても、当社グループでは、既に就業規則において、公務に就くにあたり、休職を可能とする規定を設けており、個別事情に応じて対応を行うこととしております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第7号議案

定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1. 議案の要領

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社における政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

連結で数兆円の株式を保有する当社グループは、継続保有株式の価値毀損を防ぐ等のリスク管理・価値向上策を行うべきである。しかし政策保有株式の議決権行使について、低いROE（株主資本利益率）が長期で継続する上場企業に対しても、無批判に会社提案に賛成するなど、著しく経済合理性を欠く対応を続けてきた。また昨今、東京証券取引所と金融庁がスチュワードシップコードを制定するなど、銀行を含む機関投資家が投資先企業に対する「資産運用受託者としての責任」を果たす義務がソフトローの形で明記され、機関投資家と上場会社が対話をする必要性などが強調されるなどしており、国際的には「あの（村上ファンド判決など前代未聞の判決等が相次いでいた）日本の資本市場で」かかる改革が行われていることの評価は著しく高い。政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。みずほフィナンシャルグループの2015年の定時株主総会で、同様の議案は、34%の賛同を得ている。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社グループにおいて保有する政策保有株式の議決権行使につきましては、既に以下の「議決権行使基準」を定めており、その内容を公表しております。

- ・発行会社との取引上の利益に囚われることなく、持続的な企業価値向上の観点から、個別に賛否を判断する。
- ・特定の政治的・社会的問題を解決する手段として議決権行使はしない。
- ・企業もしくは企業経営者等による不祥事および反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使する。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、上記の方針に則り、全議案について個別に賛否を判断し、検証を行う仕組みを構築しております。

引き続き、上記方針・検証体制のもとに、適切な議決権行使に努めてまいります。したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第8号議案

定款一部変更の件(役員研修の方針と実績の開示)

1. 議案の要領

「当社及び連結子会社における役員研修の方針を、開示しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

役員を選任するための議決権行使をする際、招集通知に記載されている候補者の略歴や東京証券取引所により開示が義務付けられている情報のみでは、各候補者の適性を判断する上では不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督は異なり、不祥事の防止を含む役員の職務を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の多数を占める社内出身者は、かかる知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、役員研修の方針(最低、第三者による役員研修の有無)の開示により、株主は候補者の適性をよりよく判断することができる。内部で昇進した役員らが引き起こす不祥事は、株主から負託を受けた立場の義務を理解していないために、起こることが一般的で、取締役研修は、欧米の企業統治の教科書において、チェックポイントとされる事項である。2013年みずほフィナンシャルグループ総会で同様の議案が28%の賛成を得ている。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

指名委員会は「取締役候補者選任基準」において、りそなグループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること等の要件を定めており、その要件を満たす者を取締役候補者として選任しております。

また、当社は、取締役がその役割を果たすため、当社の財務状態・経営課題、法令遵守等の事項に関する取締役の研修等を適時行っております。

さらに、当社は、持続的な企業価値向上を図るべく、当社およびグループ銀行の経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入しております。サクセッション・プランは、当社およびグループ銀行の「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で、その選抜・育成プログラムを計画的に実施するものであり、選抜・育成プログラムの実施にあたっては外部コンサルタントから様々な助言を得る等、役員の選抜・育成プロセスの透明性・客観性が確保された制度となっております。

また、これらの概要については、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書において既に開示しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第9号議案

定款一部変更の件(株主と取締役との連絡と対応に関する規定)

1. 議案の要領

「重要な懸念を持つ株主が直接社内取締役知られることなく、社外取締役を含む全ての各々の取締役、および指名委員会、報酬委員会、監査委員会との連絡を取ることができるような仕組みを構築しなければならない。株主と各々の取締役との連絡が、執行役または執行役の指揮系統下にある社員を通じて行われることは、それが記録保管のためでない限り避けるべきである。記録保管の場合は、受付と取締役会や各委員会への配達、および回答の記録手順は保管され、株主請求に基づいて提出されなければならない。」という条項を、定款で規定する。

2. 提案の理由

執行役知られることなく、株主が指名委員会や監査委員会と連絡を取れることは、重要であり、特に、指名委員会に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべきである。例えば、代表執行役と社内経営企画部署が共同して行っている不正行為について、監査委員会事務局に伝えようとしても、幹部社員がその間に入って、それができない恐れがある。当社においては、株主が内容証明郵便で執行役の不正行為を監査委員会事務局に送付しても、代表執行役以下の社員が記録を監査委員会に伝えているかさ定かではないのである。本議案に関する機関投資家の意見としての参考文献としては、例えば「説明責任のあるコーポレート・ガバナンス(企業統治原則)国際原則」カリフォルニア州職員退職年金基金(カルパス)2008年4月21日35ページなどを参照。次世代の子供や孫の世代のためにも、「偽装の企業統治」は止めるべきである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

提案の理由において、執行役等の不正行為に係る監査委員会事務局への連絡について言及されていますが、法令および当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」等において、監査委員会は内部統制システムが適切に構成・運営されているかを監視することが、主な役割の一つである旨定められており、具体的には、内部統制部門の対応プロセスが有効に機能しているかについての検証を通じて、必要に応じて内部統制部門に対し必要な指示を行うこととなっております。また、実務的には、コンプライアンスに係る内部告発の受付窓口として社外に「りそな弁護士ホットライン」等を設置するとともに、会計及び会計に係る内部統制等の不適切な処理に関する外部からの告発や対応要請の受付窓口として、「りそな会計監査ホットライン」を設置しております。いずれも執行部門からの障壁なく独立した監査委員長に報告されることになっており、社内外からの告発等を適切に受ける仕組みを構築しております。

また、提案の理由における「指名委員会に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべき」との指摘に関しては、当社では取締役候補者については、「取締役候補者選任基準」にてその要件を明確化しております。また、一定の要件を満たす株主であれば、独自の候補者を株主総会において提案する権利が会社法上確保されており、指摘のような仕組みを設ける必要性はないものと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第10号議案

定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定）

1. 議案の要領

「指名委員会に対して、株主は執行役に知られることなく直接に、取締役候補の推薦を行うことができる。そのためのプロセスは開示されなければならない、株主から推薦された候補の評価は、指名委員会が独自に候補者とする候補と同一の基準を用いなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

指名委員会は最適な取締役構成を目指して、常に職務を行うべきだ。株主が無償で同一能力の新しい取締役候補を推薦した場合、サーチ会社を用いるよりも費用が安くなるわけだから、望ましい。当社は、日経平均等の株価指数と比べて凡庸な成果しか創出されていない。取締役の善管注意義務や忠実義務の観点からは、より優れた取締役候補が存在するにもかかわらず、より適格性の劣る仲間の取締役候補を指名した場合、株主代表訴訟等の対象となりうる。また当社指名委員会は、例えば40代以下の優秀な人材、3分の1以上の女性等・性的マイノリティーを取締役候補にすることを怠っている、取締役会の多様性確保という点に関する改善も期待できる。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

そもそも、一定の要件を満たす株主であれば、独自の取締役候補者を株主総会において提案する権利が会社法上確保されており、株主が、それ以外に、ことさらに執行役に知らせることなく指名委員会に対して取締役候補の推薦を行うことができる制度を構築する必要性はないものと考えられますし、当社においては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、取締役会の構成として、多様で豊富な知見を有する取締役に構成する旨定めており、また、指名委員会が定める「取締役候補者選任基準」の取締役候補者の要件として、りそなグループの持続的な企業価値創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること等が定められております。また、監督を担う監査委員会の委員においては、財務および会計に関する適切な知見を有する者を含めることとしております。

以上に加えて、当社では、原則社外取締役のみで構成される指名委員会が、以上の基準に則って厳正かつ適切に取締役候補者を決定しており、透明性と客観性の高い取締役候補者決定のプロセスが既に構築されております。したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第11号議案

定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

1. 議案の要領

「当社は、会社法305条に基づく株主提案に関する株主への通知請求を受けた場合には、100個を上限として、適法な議案については、株主総会招集通知または参考書類に、提案の議題、議案の要領、提案の理由を掲載しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

会社法の専門家である弁護士の大塚和成氏は、ジャスダック上場企業の株主総会決議取消請求事件で株主側の勝訴が最高裁で確定した事件の和解交渉において、株主提案者の一人に対して、仮に最大100個の議案の株主提案が行われた場合に、提案の適法性や提案資格要件については精査するものの、適法な提案については、すべての提案を掲載するとの発言を行い、提案者の一人に対して、同内容の文書を提出している。特に、そもそも招集プロセスや議決権行使が（完全）電子化されるなどの措置が行われた場合、提案数が100あっても、その意見表示を行うべく株主が賛成票を投じたい議案だけ賛成をすればいいだけであり、株主と取締役会が対話することの重要性が強調されている最中、議案数を制限するというのは、フィンテック・ブロックチェーン技術などを背景とした投票技術の進展を理解しない前時代的見解である。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

株主提案につきましては、法令の趣旨に基づき、提案内容その他の個別具体的事情も踏まえ、真摯かつ適切に対応していく方針であり、画一的な上限数を定款で定めることは適切ではないと考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、法令に従い、明らかに不適切な表現を伏字にしたうえで、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第12号議案

定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）

1. 議案の要領

「監査委員会に、当社取締役や執行役・社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役と執行役、社内取締役または執行役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

不祥事は、経営幹部が主導する場合が金銭的にも深刻であることが多い。社内の執行を監督するため、監査委員会や社外取締役が設置されているのであるが、当社の場合にも、監査委員会や社外取締役が癒着していると考えられる余地がある。実際、金田法相の親族である株式会社ケンコートキナー（東京都中野区）の経営者が、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●行為を繰り返している事例において、株主らから指摘を受けても、当社は、一方的に放置しているのが実情である。

コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、当社のかかる事例においても、社外取締役や監査委員会による、社内取締役に対する監督などが有効に機能していないと言わざるを得ない。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社では、社内の内部告発については、受付窓口として社外に「りそな弁護士ホットライン」等を設置し、告発内容については執行部門を経ることなく社外取締役である監査委員長に報告が行われるプロセスを確立しております。

また、外部からの告発についても、例えば、内容証明郵便等により直接監査委員会（もしくは監査委員）宛に告発や対応要請があった場合や、外部にも公開している「りそな会計監査ホットライン」等の通報窓口からの通報があった場合には、執行部門による障壁なく必要に応じて独立した監査委員長に報告されることとしております。

以上のとおり、当社では、取締役、執行役および社員の不正行為等について社内外からの告発を受ける窓口を適切に設けており、これらの社内外からの告発につき、執行部門の関与なく、監査委員長に報告され、その検証がなされる体制が十分に確立されております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第13号議案

定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

1. 議案の要領

「取締役会は、1年あたり1回以上、代表執行役や執行役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてはならず、その活動について少なくとも年に1度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

当社の取締役会は、経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、代表執行役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマン状態となっている恐れがある。これを変えるために代表執行役が出席しない独立社外取締役のみの経営会議を、定期的に開催して議論することを提案する。例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨しており、代表執行役が存在する会議しか存在しないと代表執行役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、2010年HOYA総会で33.91%の賛同を得ており、HOYA経営陣は、翌年の株主総会招集通知で「提案の趣旨に沿って適切な形で社内規定を改定し反映させ」と記載し、ある程度は実効性を持った変化があったようである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、社外取締役のみの会合については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、独立した客観的な立場に基づく社外取締役間の情報交換と認識共有を図ることを目的として、必要に応じて開催できる旨定めております。また、同基本方針では、当社取締役会の構成について独立性の高い社外取締役を過半数とする旨定めるとともに、指名委員会および報酬委員会においては原則社外取締役のみで構成する旨定めており、実際に、当社ではそのような構成の下に、社外取締役を中心とした透明性と客観性の高いガバナンスが構築されております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第14号議案

定款一部変更の件（出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）

1. 議案の要領

「出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する支援策として、30代または40代以上の人材を対象に、第二新卒採用と名付けた総合職・幹部社員等への採用枠を設ける。」という条項を定款で、規定する。

2. 提案の理由

わが国では、労働市場の硬直性、年功賃金と終身雇用慣行により、出産や子育てを経験する女性などが離職した場合に、再び正社員や総合職、幹部社員へのキャリアコースに戻ることが難しい現実があり、これは「集团的マタハラ」とでもいうべき、国際的に恥ずかしい、是正すべき社会問題である。これに対する一つの解決策として、出産や子育て等のライフイベントが、キャリア形成に影響がないように、一時期労働市場から離脱した女性等を対象に、採用の枠を設け、配慮をする雇用政策を採用することを提案する。実際には、雇用政策において、幅広い経験と多様性を持った人材を確保でき、幹部候補にもなることから、当社の中長期的な株式価値にとっても、プラスになることが予想される。現在も政府では、様々な改革案が検討されているが、労働市場改革は、掛け声のみで、ほとんど実行されていないが、いまこそ民間から積極的な改革の狼煙を上げるべきである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

そもそも、本議案は業務執行に関わる事項であって定款で取締役会の経営判断を縛ることは必ずしも適切とは思われませんが、それを措くとしても、当社グループでは、既に、育児や介護といったライフイベントによるキャリアの中断等に対応するため、一定の基準に合致する社員（正社員）に対して、退職後5年以内であればスマート社員（限定正社員）として復帰可能な権利を付与する「JOBリターン制度（スマート社員復帰コース）」を設定しております。

また、キャリア採用においては、意欲・能力のある方であれば、分け隔てなく採用しています。さらに、社員やスマート社員への登用制度を設定しており、パートナー社員（パートタイマー）として入社された方であっても、実際に社員登用され、管理職として活躍いただいているケースもあります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第15号議案

定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）

1. 議案の要領

「当社は、アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いを行ってはならず、子会社が差別的な取り扱いを行わないように指導しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

第二次安倍政権後、コーポレートガバナンスコードやスチュワートシップコードが制定され、上場企業の経営陣が投資家と中長期的株式価値増加のため、対話をする必要性が強調され、国際的にも特に海外から高い評価を得ている。しかしながら、日本の経済界や立法・行政の政策担当者には、かかる評価は、理解されていないだけでなく、いまだに「アクティビスト投資家」に対する強い偏見や、差別的な実務慣行が存在することは否定できない。かかる差別的な取り扱いは、ヘイトスピーチ、あるいは財産権の侵害というべき側面も有しており、国際的に見て恥ずべき状況となっている。そもそも、アクティビスト投資家は、日本以外の先進国では、会社法上認められた株主権を行使し、常識的な投資行動を実行しているだけであり、当然ながら、ハーバード大学などの大学基金や、カルパースなどの年金基金などの機関投資家による、当たり前の投資対象になっている。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社では、ホームページにも開示・公表している「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」の中で、「『りそな』は株主との関係を大切にします」と明示しており、開業以来、株主重視の姿勢を貫いております。

また、当社が定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の中でも、「株主・投資家等との建設的な対話を積極的に進めていく」旨、定めております。併せて、「株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針」を制定し、その概要を公表しており、当該基本方針の中で「株主・投資家等との建設的な対話を通じて、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ること」を目的の一つとして定めております。

上記にしたがって、国内外において積極的に投資家面談を実施する等、全ての株主・投資家との対話の機会の確保に努めており、一部の投資家に対して、差別的な対応をするようなことはそもそもありませんし、特定の属性の株主のみを殊更に定款で規定することも適切とは思われません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、法令に従い、明らかに不適切な表現を伏字にしたうえで、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

定款一部変更の件（株式会社ケンコーへの融資に関する特別調査委員会の設置）

「平成26年6月23日に実行された、当社子会社埼玉りそな銀行による株式会社ケンコーに対する総額7億円の金銭消費貸借契約に関する特別調査委員会の設置を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

[illegible]

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第18号議案

浦野光人取締役解任の件

1. 議案の要領

浦野光人取締役を、解任する。

2. 提案の理由

浦野取締役は、2014年に開催されたHOYA株式会社定時株主総会の取締役会で、株主から提出されていた株主提案の一部を招集通知に記載しないことに反対せず、東京地方裁判所は、会社法施行規則93条1項違反などの違法行為を認定した（平成26年（ワ）第24338号、平成27年3月26日判決）。さらにかかる株主権侵害に関する損害賠償が請求されている事件の口頭弁論で、同取締役が社外取締役を務めるHOYA株式会社は、同社の株主に対して、「愛の手帳を持っている」などというヘイトスピーチに該当する記載を主張する書面を裁判所に提出し、かつ申し立て適格がないのに当該主張の閲覧制限の不適法な申立てを行うなどした。これは知的障害者に対するヘイトスピーチに該当し、国際的な人権意識の常識からしても、到底容認されない。米国の上場企業の取締役がこのような行為を行った場合には、人権侵害行為であるとして、即辞任を余儀なくされるであろう。このような行為を行った人物は、取締役としての適格性がない。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社としては、浦野取締役について特段解任すべき理由は存しないと考えます。

また、当社の取締役の任期は1年であり、解任決議がなされるか否かに拘わらず当該株主総会終了時をもって全取締役が任期満了となります。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第19号議案

定款一部変更の件（浦野光人取締役に関する特別調査委員会の設置）

1. 議案の要領

「浦野光人取締役による、株主提案の提案理由を招集通知に記載せずに東京地方裁判所から違法行為だと認定された問題、知的障害者に株主としての権利がないかのごとく主張を本件違法行為の損害賠償を請求されている事件の裁判所で行った問題が、ヘイトスピーチ等の違法行為やコンプライアンス違反に該当するかについて、事実関係の解明と評価、再発防止策を検討する、特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

浦野取締役が社外取締役を務めるHOYA株式会社は2014年6月HOYA定時株主総会で修正議案提案理由等の招集通知不掲載を東京地方裁判所（民事8部、小野寺真也裁判長）に「本件各不記載部分を本件通知に記載しなかったことは、会社法施行規則93条1項に違反する」「本件各不記載部分を本件通知に記載しなかったことは、本件決議についての決議取消事由（会社法831条1項1号）に当たると認められる」と違法認定をされ（平成26年（ワ）第24338号、株主総会決議取消請求事件、平成27年3月26日判決）、同違法行為の損害賠償請求が争われている別事件で、ある株主に対して「愛の手帳を持っている」などと、知的障害者へのヘイトスピーチと言わざるをえない異常な主張が行った。代理人弁護士・荒井紀充、清水毅らのもと、不適法な閲覧制限の申立てをするなど、人権意識が問われている時代に、知的障害者に、株主の権利がないかのごとく主張を行ったHOYA株式会社の社外取締役である浦野取締役の責任は重く、道義的、法的責任を追及するべきである。仮に、会社提案、または株主提案として、浦野取締役を取締役候補にする議案が事前に株主から提出され、通知請求を受けている場合には、請求者らは、以下の修正提案の議案の要領及び提案理由を、招集通知または参考書類に掲載することを請求する。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

会社定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、本件のような個別の業務執行に関する特別調査委員会の設置につき定款に規定することは、適切ではないものと考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

議案の要領・提案の理由は、株主さまから提出されたものに基づき、その真偽に関わらず、原文のまま記載しております。

第20号議案

取締役選任の件

1. 議案の要領

浦野光人を取締役を選任せず、代わってLucian Bebchukを取締役に選任する。

2. 提案の理由

浦野光人取締役は、株主提案理由の招集通知不掲載が問われた損害賠償請求訴訟の口頭弁論で、ある株主に対し「愛の手帳を持っている」などと知的障害者に対するヘイトスピーチまがいの主張を行った。驚くべきは、原則が公開で行われている裁判所での口頭弁論で、自ら裁判所の門前で主張する書面を提出しながら、申立て適格がないと裁判長も認めている閲覧制限の申し立てを行ったことである。日本は14年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、日本政府には障害者が差別されずに他の者と同一の人権を享有することを保証する義務があるところ、相模原障害者施設殺傷事件を受け、安倍首相と菅官房長官は政府として真相解明に全力を挙げ、再発防止策を講ずると約束したが、株主提案者らにとっては、公共性の高い金融機関の取締役が、かかる人権意識の希薄な主張を行ったことが驚きだった。役員兼任数からしても、真摯な態度が感じられないのである。

取締役候補者 Lucian A.Bebchuk (ルシアン・A・ベブチャック)

経歴 1955年12月4日ポーランド生まれ。ハイファ大学で数学及び経済学の学士号、テルアビブ大学から法律学士号を取得後、渡米。ハーバード大学から法学博士号ならびに経済学博士号を取得。著書に「業績連動型報酬の虚実-アメリカの役員報酬とコーポレートガバナンス」(ジェッセ・フリード教授との共著)などがある。特に、「1994～07年までの約2千の米国の事例を分析した論文「ヘッジファンド・アクティビズムの長期的効果」において総資産利益率(ROA)でみても、「トービンのQ(株式会社での企業価値を、資本の再取得価格で割った値)」でも、アクティビストの活動の標的になってから、5年後にかけて経営指標は好転していくというのである。」と実証した研究などが著名。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

社外取締役のみから構成される当社の指名委員会では、社外取締役候補の選任基準として社外取締役としての見識、経験はもとより、独立性が高く、株主の立場で会社の価値向上のために真摯に議論できる人物を提案しており、当社提案の取締役選任議案にて指名した取締役の構成が当社にとって最も適切であり且つ十分な体制であると考えます。

第16期 事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・投資信託委託業務などの金融関連業務を行っております。

ロ 金融経済環境

当期の日本経済は、雇用・所得の着実な改善を背景に個人消費が底堅く、企業収益が改善するなかで設備投資も増加基調となり、緩やかな回復基調をたどりしました。景気回復の流れを受けた需給ギャップの改善に加え、エネルギー価格のマイナス幅縮小により、物価面では消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比が、2017年1月に2015年12月以来のプラス圏に浮上しました。

米国経済に関しては、家計部門を中心に回復を続けました。また、失業率が2017年3月に4.5%まで低下する等、雇用・所得環境が良好で、株価が堅調に推移したことも消費者心理面で消費の下支えとなりました。欧州経済についても家計部門を中心に緩やかな回復を続けました。中国経済は、公共投資の増加などの政策効果に支えられて、総じて安定した成長となりました。

金融市場では、2016年6月の英国のEU離脱問題を問う国民投票にて離脱派が過半数を占めたことにより、リスク回避的な動きが強まりました。これを受けて、一時ドル円が99円近辺まで下落し、日経平均株価が1万5,000円を割り込みましたが、過度な警戒感が薄れるなかで値を戻しました。その後、2016年11月の米大統領選でトランプ氏が勝利すると、減税等の政策期待から、米国株が買われ、ダウ平均株価は史上最高値を更新し、一時2万1,000ドル台まで上昇しました。一方で、FRB（米国連邦準備制度理事会）による利上げが実施されるなか、税収減への連想も働き、米国債は売られ、米国の長期金利は一時2.6%台まで上昇しました。米国の長期金利上昇を受け、ドル円は一時118円台まで上昇、日経平均株価は19,000円台、日本の長期金利もマイナスからプラス圏（一時0.15%）まで、それぞれ上昇しましたが、2017年3月末にかけて円安、株高、金利上昇の動きも一服となりました。

ハ 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当グループは、2015年2月に策定、公表いたしました中期経営計画に基づき、「戦略事業領域の深掘り」と「新たな収益機会創出への挑戦」を基本シナリオとするビジネス戦略を展開するとともに、事業環境の変化等を見据えた新たな改革の取組として、4つの基盤戦略に取り組んでまいりました。

具体的なビジネス展開としては、金融ニーズが多様化するなかで、個人を中心とするお客さまに対して、投資初心者にもわかりやすい「りそなファンドラップ（投資一任契約）」の取扱開始（2017年2月）、多様化するライフスタイルに応じた365日営業店舗「セブンデイズプラザ」（2017年3月末時点で14拠点）の設置を順次進めるなど、資産形成や生活設計を金融面から総合的にサポートする体制を構築してまいりました。また、法人のお客さまに対しては、ソリューション提供等を通じた多面的な付加価値を提供すべく、創業期のお客さまを対象とした「創業応援パック」の取扱開始（2016年8月）、複数の地域金融

機関が双方向でお取引先企業のM&A案件に取り組むことができる「M&A業務に関するプラットフォーム」を構築（2016年11月）してまいりました。お客さまの高まる海外進出ニーズに対しては、北米やASEANにおける有力銀行との業務提携を拡充するとともに、シンガポールの金融会社である「AFC Merchant Bank (ASEAN FINANCE CORPORATION LIMITED)」の子会社化に向けた株式引受契約を締結（2017年1月）し、さらなるお客さまサポートの強化に努めております。

また、関西においては、これまで培ってきた地域金融機関としてのそれぞれの強みや特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することを目的として、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて、関係者との基本合意をいたしました。

なお、当グループは、一段と厳しさを増す環境変化を踏まえ、2017年4月に、2019年度までを新たな計画期間とする中期経営計画を公表いたしました。

中期経営計画について

本計画は、(ア)「オムニ・チャネル」の進化、(イ)26,000名の「オムニ・アドバイザー」の育成、(ウ)「オムニ・リージョナル」体制の確立を基本戦略と定め、当グループが変化の先に見据えるリテール金融サービスの未来とグループの持続的成長に向けた道筋をお示ししております。

引き続き、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を貫き、地域のお客さまにもっとも支持され、ともに未来へ歩み続ける「金融サービスグループ」として、「リテールNo.1」を実現してまいります。

① 基本戦略

“これまで有効な接点を持つことができなかったお客さま”、“これまで汲み取ることができなかったニーズ”、“これまでリーチすることができなかった収益機会（銀行業務と親和性の高い機能の拡充等）”へのアプローチを可能とする、国内の幅広いリテールのお客さまに支持される「次世代リテール金融サービスモデル」を構築してまいります。

(ア)「オムニ・チャネル」の進化

～より多くのお客さま(法人・個人)に、いつでも・どこでも、最適なソリューションを～

- a. お客さま層の拡大
 - “会える”お客さま中心のビジネスから、これまで有効な接点を持つことのできなかったお客さまも含めた“拡がり”のあるビジネス展開へ
- b. お客さま接点の拡充
 - フェイスtoフェイス（対面）ソリューションのさらなる強化とデジタル（非対面）を活用した双方向コミュニケーション手法の確立
 - フェイスtoフェイスとデジタルのシームレスな融合
- c. マーケティングの高度化
 - お客さまの金融・非金融情報等に基づくマーケティングモデルの高度化

(イ)26,000名の「オムニ・アドバイザー」の育成

- a. 全員ソリューション体制
 - “お客さまになりきる”の徹底（カルチャーの変革）
 - ソリューション人材の育成・拡充

b. ソリューションの多様化

- お客さまニーズ・セグメント等を踏まえたソリューション領域の多様化（フェイスtoフェイスによる高度なソリューション力の向上と、デジタルによる簡単・便利でお得感あるソリューションの提供）

(ウ) 「オムニ・リージョナル」体制の確立

～ “地域密着” と “オープンプラットフォームの効率性” の両立～

a. オープンプラットフォームの拡充

- 地域金融機関等との多様な結びつきを通じたWin-Win関係の構築（地域密着によるきめ細かさとグループとしてのスケールメリットの確保の両立）
- オペレーション改革等を通じた効率性の高い卓越した業務運営体制のさらなる強化
- 銀行業務と親和性の高い機能の拡充による、「新たな収益機会」の創出

b. スマートストア（インターネット支店）の本格展開

- スマートストア戦略の強化を通じた全国レベルでのお客さま基盤の拡充

② ビジネス戦略

お客さまの成長ステージ・ライフステージにしっかりと寄り添った「成長・再生・承継ソリューション」、「トータルライフソリューション」を徹底してまいります。

目利き力の一層の向上、ソリューションの多様化、高付加価値商品の提供等を通じて「中小企業向けビジネス」、「ローンビジネス」の拡大を図るとともに、本邦最大の信託併営商業銀行や資産運用会社を傘下に抱える強みを最大限に活かした「資産形成サポート」や「承継ソリューション」、急速な技術革新等を捉えた先進的で利便性の高い「決済サービス」等への取組を強化することで、長期安定的なフィードバック収益基盤の構築（ストック型フィードバック収益の大幅な拡充）を目指してまいります。

(ア) 「成長・再生・承継ソリューション」

企業の成長ステージに応じて生じる様々な経営課題に対し、最適なソリューションを最適なタイミングで提供するソリューション営業スタイルを徹底し、お客さまとの中長期的なWin-Winの関係をさらに深めることで、「中堅・中小企業のお客さまにもっとも支持されるりそな」を実現してまいります。

(イ) 「トータルライフソリューション」

時代の変化に応じて個人のお客さまのライフスタイルが多様化するなか、最適なチャネル経由での継続的なコミュニケーションを通じた、お客さまの暮らしにしっかりと寄り添うソリューション営業スタイルの徹底によって、ライフステージにおける資産形成や運用・決済・ローン・承継などの幅広いニーズにお応えすることで、「個人のお客さまにもっとも支持されるりそな」を実現してまいります。

③ 4つの基盤改革

ビジネス戦略の実現に向けた営業力強化と生産性向上の両立などに向け、4つの基盤改革に取り組んでまいります。

(ア) 人材マネジメント改革

お客さまの成長ステージ・ライフステージに寄り添ったソリューション営業スタイルを支える人材の育成を強化するとともに、急速に進化・普及するICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）分野など、これまでの延長線上の変化ではない、予測困難な変化の時代を見据えた専門人材の早期確保・育成に取り組んでま

いります。

また、事業環境変化を見据え、1,000名のソリューション人員増強と総人員抑制を両立することで、筋肉質な体制への転換を図ってまいります。

(イ) ネットワーク改革

お客さま接点の拡充に向け、休日営業拠点の拡充やスマートフォン等のデジタルデバイスによる新たな非対面チャネルの構築、コールセンターの戦略チャネル化を図るとともに、店舗の役割見直しやグループベースでの店舗網の最適化を通じ、店舗立地の改善など、さらなるお客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

(ウ) 組織改革

カスタマーエクスペリエンス（※）を重視した体制の確立、お客さまニーズの多様化・高度化に対応するソリューション力の強化など、新たなビジネスモデルを支える組織体制を整備してまいります。

また、本部企画管理業務のグループ一体運営をより一層推し進めることで、グループ経営管理機能の高度化と本部組織のスリム化・シンプル化の両立を実現してまいります。

※商品・サービスの価格や機能だけでなく、それらの商品・サービスの利用を通じてお客さまが感じる満足感などの心理的・感覚的な経験価値

(エ) 業務プロセス改革

カスタマーオリエンテッドな考えのもと“簡単・便利”（WEB・スマホ完結等）を実現するためのデジタル化の徹底によって、お客さまの利便性の飛躍的な向上を実現してまいります。

また、印鑑レス取引などを始めとする「オペレーション改革3rd Stage」の着実な実行を通じた既存業務プロセスの変革を進めるとともに、ICTを活用した本部業務の抜本的効率化を図ることで、業務プロセスのさらなる効率化を実現してまいります。

④ 資本政策の方向性

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組むことを基本方針としてまいります。

(ア) 健全性の強化

本計画の最終年度における自己資本比率の目標水準については、主に以下の3点を踏まえ、現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier 1比率（その他有価証券評価差額金を除く）で9.0%程度を目指してまいります。

- a. 安定した資金供給・サービス提供等を通じた地域社会・経済発展への一層の貢献
- b. 国際的な目線においても信用力ある金融機関としての資本確保と持続的成長の実現
- c. 投資機会・金融規制への対応に備えた戦略的機動性の確保

(イ) 収益性の強化

資本効率、リスク・コスト・リターンを意識した財務運営の継続に努め、引き続き10%を上回るROEの確保を目指してまいります。

(ウ) 株主還元の強化

当社では、優先株式の取得・消却を進め、これら優先株式に対する優先配当を普通株主に振り向けていくことで、普通株主に対する還元拡充を実現していく方針です。

こうした方針を踏まえ、当社の普通株式に対する2016年度に係る年間配当は、第6種優先株式750億円の取得により減少した優先配当を見合いに2円増配し、普通株式1株当たり19円（中間配当9.5円及び期末配当9.5円）といたしました。

2017年度においては、関係当局の確認を前提に第5種優先株式1,000億円の取得・消却を目指してまいります。普通株式に対する2017年度に係る年間配当は、同優先株式の取得・消却の実施時期にかかわらず、1円増配し、普通株式1株当たり20円（中間配当10円及び期末配当10円）とさせていただきます方針です。

また、増配実施後は、安定配当を継続するとともに、健全性・収益性等のバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、さらなる株主還元の充実を検討してまいります。

関西地銀3行の経営統合について

当社は、2017年3月3日に、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて、関係者との基本合意をいたしました。

基本合意後速やかに統合準備委員会を設置し、2017年9月末頃までの最終契約締結を目指し、具体的な協議・検討を進めております。

統合グループは、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやりがいと誇りを持って働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとして、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築を目指してまいります。

① 統合検討に際しての基本的な考え方

以下の7つを基本的な考え方として、協議・検討を進めてまいります。

- 統合各社が対等の精神で統合することについて協議・検討を進めること
- 株式会社りそなホールディングスが、統合グループの持株会社の議決権の過半数を有し、連結子会社とすること
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループが、統合グループの持株会社を持分法適用会社とすること
- 統合グループの持株会社は、上場会社として必要な独立性を確保すること
- 統合グループは、統合各社が培ってきた強みや地域特性を踏まえつつ、新たなリテール金融サービスモデルの創造を目指すこと
- 統合グループの持株会社及び統合各社は、株式会社りそなホールディングスのグループガバナンスのもとで経営統合の効果を最大限発揮するべく、上場会社グループに相応しいガバナンス体制を構築すること
- 株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は、統合効果を最大化する見地から、経営統合に関する最終契約の締結までに合併を含む組織形態の最適化を検討すること

② 統合の形態

株式会社りそなホールディングスの傘下に中間持株会社を設立し、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の各社が完全子会社となる持株会社方式による統合を目指します。

③ スケジュール

以下のスケジュールで統合の協議・検討を進めてまいります。

日程	内容
2017年9月末頃まで	最終契約締結
2017年11月末頃まで	経営統合の承認に関する臨時株主総会
2018年4月頃	東京証券取引所上場廃止日 (株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行) 経営統合完了日 持株会社の上場日

(当連結会計年度の業績)

当期の連結粗利益は、貸出金の増加やローン関連の役務収益増加などがありましたが、預貸金利回り差の縮小等による資金利益の減益及び債券関係損益の減益などにより、前年度比564億円減少して5,631億円となりました。一方、株式等関係損益の改善や与信費用が戻入となったことなどにより、税金等調整前当期純利益は前年度比223億円減少して2,282億円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比223億円減少して1,614億円となりました。

連結総資産は、前年度末比6,703億円減少し48兆4,561億円となりました。資産の部では、有価証券は前年度末比509億円減少し5兆2,957億円となりましたが、貸出金は前年度末比5,217億円増加し28兆1,867億円となりました。負債の部では、預金が前年度末比2兆4,465億円増加し40兆6,753億円になりました。純資産の部については、第6種優先株式の取得・消却による減少要因がありましたが、利益の積上げやその他有価証券評価差額金の増加などにより、前年度末比1,133億円増加し1兆9,467億円となりました。また、信託財産残高は前年度末比3兆1,599億円減少し26兆6,089億円となりました。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経常収益	(億円)	8,269	8,612	8,174	7,579
経常利益	(億円)	3,121	3,333	2,517	2,262
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	2,206	2,114	1,838	1,614
包括利益	(億円)	2,866	4,168	916	2,377
純資産額	(億円)	19,564	21,433	18,334	19,467
総資産	(億円)	447,194	465,865	491,264	484,561

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
営業収益	(億円)	4,534	1,283	1,967	1,463
受取配当額	(億円)	4,473	1,226	1,905	1,404
銀行業を営む子会社	(億円)	4,473	1,226	1,905	1,403
その他の子会社	(億円)	0	0	0	0
当期純利益	(百万円)	445,456	121,722	190,036	139,710
1株当たり当期純利益	(円)	187.34	50.15	78.40	57.51
総資産	(億円)	15,615	14,581	13,793	13,846
銀行業を営む子会社株式等	(億円)	10,923	10,923	10,923	10,923
その他の子会社株式等	(億円)	238	238	248	248

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額等を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式及び従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式を除く）で除して算出しております。

（３） 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人数

	当年度末		前年度末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
	(人)			
使用人数	16,468	392	16,302	372

(注) 就業者数を記載しております。

□ 当社の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	997 人	936 人
平均年齢	46 年 9 月	46 年 7 月
平均勤続年数	19 年 5 月	19 年 5 月
平均給与月額	531 千円	529 千円

(注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他 3 社からの出向者です。

2. 平均年齢・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。

3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 平均給与月額は、3 月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行・信託業務

株式会社りそな銀行	大阪営業部、東京営業部、他347カ店 (前年度末355カ店)
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま営業部、他130カ店 (前年度末131カ店)
株式会社近畿大阪銀行	本店営業部、他117カ店 (前年度末120カ店)

② その他の業務

りそな決済サービス株式会社	本社、他3カ店
りそなカード株式会社	本社、他1カ店
りそなキャピタル株式会社	本社
りそなアセットマネジメント株式会社	本社

ロ 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
東京本社	東京都江東区木場一丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟	2010年5月6日
大阪本社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2001年12月12日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	銀行・信託業務	その他の業務
		(百万円)
設備投資の総額	27,391	329

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

	内 容	金 額
		(百万円)
銀行・信託業務	ソフトウェアの導入・更改	8,733
	本部施設等の更新・改修等 (りそな銀行大阪本社ビル他)	3,893
	店舗の新設等 (りそな銀行中野支店他)	2,483
	店舗・本部施設等の売却・除却 (りそな銀行本町センタービル他)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社が有する子会社等の議決権比率 (%)	当社への配当額 (百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信託業務	1918年5月15日	279,928	100.00	100,829
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	銀行業務	2002年8月27日	70,000	100.00	39,520
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	銀行業務	1950年11月24日	38,971	100.00	36
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	信用保証業務	1975年5月8日	14,000	100.00 (49.02)	—
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信用保証業務	1969年7月23日	6,000	100.00 (100.00)	—
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信用保証業務	1995年3月17日	6,397	100.00 (100.00)	—
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ファクタリング業務	1978年10月25日	1,000	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都江東区東陽二丁目2番20号	クレジットカード業務 信用保証業務	1983年2月12日	1,000	77.58	28
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ベンチャーキャピタル業務	1988年3月29日	5,049	100.00	—
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場一丁目5番65号	投資信託委託業務	2015年8月3日	490	100.00	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	コンサルティング業務	1986年10月1日	100	100.00	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区上野五丁目25番11号	事務等受託業務 有料職業紹介業務	1987年10月2日	60	100.00	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	信託業務	2000年6月20日	51,000	33.33 (33.33)	—
りそなプルダニア銀行 〔P.T. Bank Resona Perdania〕	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	1956年2月15日	4,050億 インドネシア 〔3,402 百万円〕	43.41 (43.41)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。

5. 2017年4月1日付で当社の子会社であるりそな保証株式会社と大和ギャランティ株式会社は、りそな保証株式会社を存続会社として合併いたしました。

6. 株式会社りそな銀行は、シンガポールに所在するAFC Merchant Bank (登記名ASEAN FINANCE CORPORATION LIMITED) の株式を取得し子会社化する予定としております。なお、株式取得の完了は、関係当局等の必要な認可取得などを前提に、2017年度上期中を予定しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	(百万円)		
株式会社りそな銀行	260,000	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年3月3日に、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて、関係者との基本合意をいたしました。

上記基本合意の内容につきましては、前記(1)ハ「関西地銀3行の経営統合について」に記載のとおりであります。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

（１） 会社役員の状況

取締役及び執行役総数21名のうち、男性は17名、女性は4名であり、女性の比率は19パーセントであります。

取締役（年度末現在）

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員
菅 哲 哉		株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員
古 川 裕 二		株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
磯 野 薫	監 査 委 員	
* 大 園 恵 美	指 名 委 員	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役
* 有 馬 利 男	指名委員長 報酬委員	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士（NS総合法律事務所 所長） 明治ホールディングス株式会社 社外取締役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	株式会社ニチレイ 相談役 横河電機株式会社 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指名委員 報酬委員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクスステージ 社外取締役 株式会社サダマツ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	監 査 委 員	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社LIXILグループ 社外取締役 大日本住友製薬株式会社 社外取締役

- （注） 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
 3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

執行役（年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 東 和 浩 社 長		前頁記載のとおり
* 菅 哲 哉	グループ戦略部担当 兼 購買戦略部担当	前頁記載のとおり
* 古 川 裕 二	人材サービス部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当	前頁記載のとおり
池 田 一 義	グループ戦略部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
中 前 公 志	グループ戦略部 (近畿大阪銀行経営管理) 担当	株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員
中 尾 安 志	金融マーケティング研究所担当 兼オムニチャネル戦略部担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
野 村 眞	財 務 部 担 当	株式会社埼玉りそな銀行 取締役
吉 本 敬 司	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
白 鳥 哲 也	オペレーション改革部担当 兼 I T 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
中 野 眞 治	コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社近畿大阪銀行 取締役
川 島 高 博	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
鳥 居 高 行	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 長	株式会社りそな銀行 執行役員
有 明 三樹子	コーポレートコミュニケーション部担当	

- (注) 1. *は代表執行役であります。
 2. 東和浩、菅哲哉及び古川裕二は取締役を兼務しております。
 3. 有明三樹子の戸籍上の氏名は、吉田三樹子であります。

(ご参考)

4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

なお、取締役及び執行役総数25名のうち、男性は21名、女性は4名であり、女性の比率は16パーセントであります。

取締役 (2017年4月1日現在)

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 取締役会長兼代表取締役社長
菅 哲 哉		株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員
古 川 裕 二		りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長
磯 野 薫	監 査 委 員	
* 大 藺 恵 美	指 名 委 員	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役
* 有 馬 利 男	指名委員長 報酬 委 員	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士 (NS総合法律事務所 所長) 明治ホールディングス株式会社 社外取締役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	株式会社ニチレイ 相談役 横河電機株式会社 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指 名 委 員 報酬 委 員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 株式会社サダマツ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	監 査 委 員	弁護士 (ひびき法律事務所) 株式会社LIXILグループ 社外取締役 大日本住友製菓株式会社 社外取締役

(注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。

執行役（2017年4月1日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 東 和 浩	社 長	前頁記載のとおり
* 菅 哲 哉	グ ル ー プ 戦 略 部 担 当	前頁記載のとおり
* 原 俊 樹	人 材 サ ー ビ ス 部 担 当 兼コーポレートガバナンス事務局担当	株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
池 田 一 義	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
中 前 公 志	グ ル ー プ 戦 略 部 (近畿大阪銀行経営管理) 担当	株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員
吉 本 敬 司	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
川 島 高 博	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
鳥 居 高 行	決 済 事 業 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
菱 矢 洋 一	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 長	株式会社りそな銀行 執行役員
有 明 三樹子	コーポレートコミュニケーション部担当	
岩 永 省 一	ファシリティ管理部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
吉 崎 智 雄	デジタル化推進部担当 兼業務サポート部担当	株式会社りそな銀行 執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
野 口 幹 夫	I T 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
福 岡 聡	財 務 部 担 当	
南 昌 宏	オムニチャネル戦略部担当 兼グ ル ー プ 戦 略 部 長	株式会社りそな銀行 執行役員
石 田 茂 樹	信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員

- (注) 1. *は代表執行役であります。
2. 東和浩及び菅哲哉は取締役を兼務しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る役員の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の総額			
		基本報酬	業績連動報酬	株式取得報酬	
	(人)				(百万円)
取締役	7	106	100	5	—
執行役	12	226	139	47	39
計	19	332	239	53	39

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2017年3月31日をもって辞任した執行役5名を含んでおります。
 3. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役14名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。
 4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行の代表取締役社長を兼務する2名については、執行役としての報酬を支給しておりません。
 5. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。
 6. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

ロ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

[基本的な考え方]

- ・ 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が客観性及び透明性をもって適切に決定します。
- ・ 取締役の報酬は、執行役に対する健全な監督を重視した報酬体系とします。
- ・ 執行役の報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため業績連動する比率を重視した体系とします。さらに、執行役が受ける報酬は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします。

[2016年度の報酬体系]

2016年度の実績及び執行役の報酬体系は以下のとおりです。

① 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成しております。執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬(標準額)の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5としております。

役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (変動報酬)	合計	+	職責加算報酬 (固定報酬)
現金報酬	現金報酬 (標準額) (年次インセンティブ)			現金報酬
95%	5%	100%		社外取締役の委員会手当

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給しております。

(イ) 業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給しております。業績連動報酬は、標準額を100%とした場合、0%から200%で変化します。会社業績は、グループの税引前当期利益に加え、収益性、健全性、効率性及び成長性の各指標の達成状況を報酬委員会が評価し、決定しております。

(ウ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員である社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を加算しております。

② 執行役の報酬体系

執行役の報酬は、役職位別報酬と業績連動報酬で構成しております。さらに業績連動報酬は、単年度の業績等に応じた現金報酬と中長期の業績等に応じた株式取得報酬にて構成しております。各報酬の構成比は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応に重視した割合とし、原則として以下のとおりとしております。また上位の役職位は業績連動部分の構成比をより重視した割合としております。

なお、取締役を兼務する執行役については、執行役としての報酬のみを支給しております。

役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (変動報酬)		合計
現金報酬	現金報酬（標準額） （年次インセンティブ）	株式取得報酬 （中長期インセンティブ）	
50～60%	20～25%	20～25%	100%

・上記比率は、業績連動報酬における標準額（※）の比率

※標準額とは、現金報酬においては前年度の業績の目標達成率が概ね100%の場合、株式取得報酬においては、支給要件を全て充足した場合の支給額

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給しております。

(イ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、現金報酬（年次インセンティブ）と株式取得報酬（中長期インセンティブ）で構成しております。

a. 現金報酬（年次インセンティブ）

現金報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給しております。標準額を100%とした場合、その額は0%から150%で変化します。会社業績は、グループの税引前当期利益に加え、収益性、健全性、効率性及び成長性の各指標の達成状況を報酬委員会が評価し、決定しております。個人業績は、各執行役の業績等に基づき報酬委員会が評価を決定しております。

b. 株式取得報酬（中長期インセンティブ）

当グループの持続的な企業価値向上及び中長期的な株主価値増大に向けた中長期インセンティブとして、執行役の自社株取得を目的とした報酬を支給しております。その支給額は、支給要件の充足度に応じて0%から100%で変化します。支給要件は、グループの中期経営計画における税引前当期利益を始めとする各指標の達成状況等とし、支給要件の充足度は報酬委員会が評価し決定しております。

【2017年度の報酬体系】

2017年7月より取締役の報酬体系における業績連動報酬（変動報酬）及び執行役の報酬体系における株式取得報酬（中長期インセンティブ）を見直すこととし、以下のとおりといたします。

① 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、役職位別報酬及び職責加算報酬の現金報酬で構成します。なお、執行役に対する監督をより健全に機能させるため、業績連動報酬は2017年6月をもって廃止いたします。

（ア）役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

（イ）職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員である社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を加算します。

② 執行役の報酬体系

執行役の報酬は、役職位別報酬と業績連動報酬で構成します。さらに業績連動報酬は、単年度の業績等に応じた現金報酬と中長期の業績等に応じた業績連動型株式報酬にて構成します。各報酬の構成比は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応に重視した割合とし、原則として以下のとおりとします。また上位の役職位は業績連動部分の構成比をより重視した割合とします。

なお、取締役を兼務する執行役については、執行役としての報酬のみを支給します。

役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (標準額) (変動報酬)		合計
	現金報酬 (年次インセンティブ)	業績連動型株式報酬 (中長期インセンティブ)	
50～60%	20～25%	20～25%	100%

・上記比率は、業績連動報酬における標準額（※）の比率

※標準額とは、現金報酬においては前年度の業績の目標達成率が概ね100%の場合、業績連動型株式報酬においては、中期経営計画最終年度のROEが目標を大きく超過した場合（15%程度）の1年あたりの支給額相当

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(イ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、現金報酬（年次インセンティブ）と業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）で構成します。

a. 現金報酬（年次インセンティブ）

現金報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

標準額を100%とした場合、その額は0%から150%で変化します。

会社業績は、グループの税引前当期利益に加え、収益性、健全性、効率性及び成長性の各指標の達成状況を報酬委員会が評価し、決定します。

個人業績は、各執行役の業績等に基づき報酬委員会が評価を決定します。

b. 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

2017年6月をもって株式取得報酬を廃止し、執行役の中期経営計画達成へのインセンティブ向上及び株主価値との連動性をより高めることを狙いとし、業績連動型株式報酬を2017年7月より導入します。

業績連動型株式報酬は中期経営計画の期間を対象期間とし、支給率の確定後に当社株式等を一括支給します。支給率は、中期経営計画最終年度のROEに応じて0%から100%で変化し、当社株式による支給割合を全体の60%、支給対象役員個人が負担する所得税額等を考慮し、金銭による支給割合を全体の40%といたします。

(3) 責任限定契約

社外取締役である大園恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大 園 恵 美	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役
有 馬 利 男	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役
佐 貫 葉 子	弁護士（NS総合法律事務所 所長） 明治ホールディングス株式会社 社外取締役
浦 野 光 人	株式会社ニチレイ 相談役 横河電機株式会社 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 株式会社サグマツ 社外取締役
佐 藤 英 彦	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社LIXILグループ 社外取締役 大日本住友製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
 2. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の役員または役員以外の業務執行者との親族関係にありません。
 3. 上記6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2016年度)			取締役会等における発言 その他の活動状況
大 藺 恵 美	5年9ヵ月	取締役会 指名委員会	18回中 8回中	17回 8回	経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
有 馬 利 男	5年9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	18回中 8回中 10回中	14回 8回 9回	製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやC S Rの観点からの積極的な意見・提言等があります。
佐 貫 葉 子	4年9ヵ月	取締役会 監査委員会	18回中 13回中	18回 13回	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
浦 野 光 人	3年9ヵ月	取締役会 報酬委員会	18回中 10回中	16回 10回	製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
松 井 忠 三	2年9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	18回中 8回中 10回中	16回 8回 10回	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
佐 藤 英 彦	1年9ヵ月	取締役会 監査委員会	18回中 13回中	18回 13回	法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。

- (注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	報酬等の総額		
	基本報酬		業績連動報酬
(人)			(百万円)
6	75		4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式	6,000,000千株
優先株式	27,000千株
うち第5種優先株式	4,000千株
うち第6種優先株式	3,000千株
うち第一回第7種優先株式	10,000千株
うち第二回第7種優先株式	10,000千株
うち第三回第7種優先株式	10,000千株
うち第四回第7種優先株式	10,000千株
うち第一回第8種優先株式	10,000千株
うち第二回第8種優先株式	10,000千株
うち第三回第8種優先株式	10,000千株
うち第四回第8種優先株式	10,000千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株を、それぞれ超えないものとします。

発行済株式の総数

普通株式	2,324,118千株
優先株式	4,000千株
うち第5種優先株式	4,000千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、2016年12月8日付で、第6種優先株式3,000千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。

(2) 当年度末株主数

普通株式	255,875名
第5種優先株式	1名

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主17,184名を含んでおります。

(3) 大株主

イ 普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
第一生命保険株式会社	125,241	5.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	102,343	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	97,170	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	68,312	2.94
日本生命保険相互会社	65,488	2.81
AMUNDI GROUP	45,133	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	42,418	1.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	34,068	1.46
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	33,892	1.45
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	32,804	1.41

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（962千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式1,410千株が含まれておりません。

3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。

ロ 第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
第一生命保険株式会社	4,000	100.00

(4) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取得株式

株式の種類	株式の総数	取得価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	10	5
第6種優先株式	3,000	75,706

② 処分株式

株式の種類	株式の総数	処分価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	0	0

③ 消却した株式

株式の種類	株式の総数	消却した価額の総額
	(千株)	(百万円)
第6種優先株式	3,000	75,706

④ 決算期における保有株式

株式の種類	株式の総数
	(千株)
普通株式	962

- (注) 1. 株式数は千株未満を、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが取得、処分等した当社株式は含まれておりません。
3. 株式の処分価額は、処分時の当該種類の自己株式の平均取得単価にて算出しております。
4. 当社は、当社定款第16条第2項の定めに基づく自己株式（第6種優先株式）の取得を下記のとおり実施いたしました。なお、取得した自己株式（第6種優先株式）に関しては、取得日と同日にすべて消却を行っております。
- ① 自己株式の取得理由：自己資本の質的向上の一環として、社債型優先株式の買入消却を行うことを目的とする
 - ② 取得日：2016年12月8日

■ 従業員株式所有制度の内容

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託制度の概要は以下のとおりであります。なお、当事業年度末にESOP信託が所有する当社株式数1,410千株は本項における自己株式に含まれておりません。

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、当社の子会社である株式会社りそな銀行が、当該信託を受託しております。）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。

その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合は、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

信託契約の概要

- ① 委 託 者：当社
- ② 受 託 者：株式会社りそな銀行
- ③ 受 益 者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日：2012年4月9日
- ⑤ 信託の期間：2012年4月9日～2017年3月31日
- ⑥ 議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

※本信託契約は、2017年3月31日に信託期間が満了しております。信託財産に生じた信託収益については、期間中に当社持株会加入員として取得した株式数に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

また、上記信託契約が満了したことに伴い、新たに信託契約を締結しております。

信託契約の概要

- ① 委 託 者：当社
- ② 受 託 者：株式会社りそな銀行
- ③ 受 益 者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日：2017年5月15日
- ⑤ 信託の期間：2017年5月15日～2022年5月31日（予定）
- ⑥ 議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

5,444百万円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 木村 充男 指定有限責任社員 山口 圭介 指定有限責任社員 太田 健司	307	・会社法第399条第1項の同意の理由 (注) 3 ・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (注) 4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額815百万円
 3. 監査委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 4. IFRS対応に係る助言・指導サービス等であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

りそなプルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania) の2016年12月事業年度の会計監査人はSatrio Bing Eny & Rekan (Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee) となっております。

6 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社の普通株式に対する配当につきましては、前記1(1)ハ「中期経営計画について」④「資本政策の方向性」に記載のとおり、2017年度に係る年間配当は、1円増配し、普通株式1株当たり20円（中間配当10円及び期末配当10円）とさせていただく方針です。また、増配実施後は安定配当を継続するとともに、健全性・収益性等のバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、さらなる株主還元の充実を検討してまいります。

（法令及び定款に基づくインターネット開示事項）

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載しております。

「業務の適正を確保する体制」「特定完全子会社に関する事項」

（該当がないため記載を省略した項目）

「事業譲渡等の状況(当社の現況に関する事項)」「社外役員の意見(社外役員に関する事項)」「当社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約（会計監査人に関する事項)」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」

連結計算書類

第16期末 連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	12,641,987	預金	40,675,397
コールローン及び買入手形	156,529	譲渡性預金	965,590
買入金銭債権	355,371	コールマネー及び売渡手形	709,383
特定取引資産	348,599	売現先勘定	5,000
金銭の信託	1,005	債券貸借取引受入担保金	429,272
有価証券	5,295,787	特定取引負債	184,809
貸出金	28,186,730	借入金	699,224
外国為替	95,455	外国為替	2,471
その他資産	770,601	社債	456,336
有形固定資産	304,035	信託勘定借	1,015,305
建物	99,587	その他負債	829,747
土地	180,032	賞与引当金	16,106
リース資産	11,655	退職給付に係る負債	12,699
建設仮勘定	2,200	その他の引当金	44,597
その他の有形固定資産	10,560	繰延税金負債	24,722
無形固定資産	31,377	再評価に係る繰延税金負債	20,114
ソフトウェア	7,457	支払承諾	418,574
リース資産	18,795	負債の部合計	46,509,354
その他の無形固定資産	5,124	純資産の部	
退職給付に係る資産	16,849	資本金	50,472
繰延税金資産	1,776	利益剰余金	1,436,150
支払承諾見返	418,574	自己株式	△1,181
貸倒引当金	△168,487	株主資本合計	1,485,442
投資損失引当金	△62	その他有価証券評価差額金	414,750
資産の部合計	48,456,133	繰延ヘッジ損益	40,447
		土地再評価差額金	44,032
		為替換算調整勘定	△3,143
		退職給付に係る調整累計額	△52,604
		その他の包括利益累計額合計	443,482
		非支配株主持分	17,854
		純資産の部合計	1,946,779
		負債及び純資産の部合計	48,456,133

第16期 連結損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	757,955
資金運用収益	406,328
貸出金利息	323,169
有価証券利息配当金	51,305
コールローン利息及び買入手形利息	1,208
債券貸借取引受入利息	0
預け金利息	10,296
その他の受入利息	20,349
信託報酬	17,928
役務取引等収益	200,556
特定取引収益	8,853
その他業務収益	42,252
その他経常収益	82,035
貸倒引当金戻入益	16,531
償却債権取立益	14,971
その他の経常収益	50,532
経常費用	531,676
資金調達費用	28,422
預金利息	10,612
譲渡性預金利息	169
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,909
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	974
借入金利息	2,508
社債利息	8,008
その他の支払利息	3,238
役務取引等費用	57,845
特定取引費用	164
その他業務費用	26,344
営業経費	362,497
その他経常費用	56,401
その他の経常費用	56,401
経常利益	226,278
特別利益	3,902
固定資産処分益	3,902
特別損失	1,970
固定資産処分損	1,110
減損損失	859
税金等調整前当期純利益	228,210
法人税、住民税及び事業税	49,264
法人税等調整額	16,642
法人税等合計	65,907
当期純利益	162,303
非支配株主に帰属する当期純利益	817
親会社株主に帰属する当期純利益	161,485

■ 招集のご通知

P 1

■ 議決権行使方法のご案内

P 3

■ 株主総会参考書類

P 7

■ 事業報告

P 43

■ 連結計算書類

■ 計算書類

P 72

■ 監査報告書

P 75

第16期 連結株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,472	—	1,399,576	△1,902	1,448,147
当期変動額					
剰余金の配当			△49,204		△49,204
親会社株主に帰属する当期純利益			161,485		161,485
自己株式の取得				△75,712	△75,712
自己株式の処分		△0		726	726
自己株式の消却		△75,706		75,706	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		75,706	△75,706		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	36,573	721	37,295
当期末残高	50,472	—	1,436,150	△1,181	1,485,442

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	347,491	49,540	44,025	△3,012	△70,190	367,855	17,468	1,833,470
当期変動額								
剰余金の配当								△49,204
親会社株主に帰属する当期純利益								161,485
自己株式の取得								△75,712
自己株式の処分								726
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	67,258	△9,092	6	△130	17,586	75,627	386	76,013
当期変動額合計	67,258	△9,092	6	△130	17,586	75,627	386	113,308
当期末残高	414,750	40,447	44,032	△3,143	△52,604	443,482	17,854	1,946,779

計算書類

第16期末 貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	234,939
現金及び預金	1,984
金銭の信託	1,005
有価証券	197,700
前払費用	4
繰延税金資産	138
未収収益	2
未収入金	34,103
固定資産	1,149,668
有形固定資産	3
工具、器具及び備品	3
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
投資その他の資産	1,149,664
関係会社株式	1,117,154
関係会社長期貸付金	34,500
その他	16
投資損失引当金	△2,006
資産合計	1,384,608

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	58,010
1年内償還予定の社債	50,000
未払金	1,450
未払費用	460
未払法人税等	5,103
未払消費税等	46
賞与引当金	510
その他	440
固定負債	315,000
社債	55,000
関係会社長期借入金	260,000
負債合計	373,010
純資産の部	
株主資本	1,011,597
資本金	50,472
資本剰余金	50,472
資本準備金	50,472
利益剰余金	911,832
その他利益剰余金	911,832
繰越利益剰余金	911,832
自己株式	△1,181
純資産合計	1,011,597
負債・純資産合計	1,384,608

■ 招集のご通知

P 1

■ 議決権行使方法のご案内

P 3

■ 株主総会参考書類

P 7

■ 事業報告

P 43

■ 連結計算書類

P 69

■ 計算書類

■ 監査報告書

P 75

第16期 損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	146,395
関係会社受取配当金	140,414
関係会社受入手数料	5,253
関係会社貸付金利息	727
営業費用	7,261
借入金利息	1,880
社債利息	305
社債発行費	222
販売費及び一般管理費	4,853
営業利益	139,133
営業外収益	345
有価証券利息	7
受取手数料	91
投資損失引当金戻入額	124
未払配当金除斥益	113
その他	7
営業外費用	24
経常利益	139,454
税引前当期純利益	139,454
法人税、住民税及び事業税	△260
法人税等調整額	3 △256
当期純利益	139,710

第16期 株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,472	50,472	6,998	57,470
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
自己株式の消却			△75,706	△75,706
利益剰余金から資本剰余金への振替			68,708	68,708
当期変動額合計	—	—	△6,998	△6,998
当期末残高	50,472	50,472	—	50,472

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
当期首残高	890,036	△1,902	996,077	996,077
当期変動額				
剰余金の配当	△49,204		△49,204	△49,204
当期純利益	139,710		139,710	139,710
自己株式の取得		△75,712	△75,712	△75,712
自己株式の処分		726	726	726
自己株式の消却		75,706	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	△68,708		—	—
当期変動額合計	21,796	721	15,519	15,519
当期末残高	911,832	△1,181	1,011,597	1,011,597

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 圭 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 充 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山口 圭 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 太田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月12日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監査委員 佐貫 葉子 ㊞

監査委員 佐藤 英彦 ㊞

監査委員 磯野 薫 ㊞

(注) 監査委員佐貫葉子及び佐藤英彦は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(ご参考)

1 株式会社りそな銀行の決算概要

第15期末 貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	7,013,625
コールローン	139,459
買入金銭債権	106,257
特定取引資産	336,975
有価証券	3,250,116
貸出金	18,844,743
外国為替	79,999
その他資産	708,213
有形固定資産	215,704
無形固定資産	27,449
前払年金費用	64,660
支払承諾見返	278,942
貸倒引当金	△81,985
資産の部合計	30,984,161

科 目	金 額
負債の部	
預金	24,965,248
譲渡性預金	1,102,770
コールマネー	418,958
売現先勘定	5,000
債券貸借取引受入担保金	429,272
特定取引負債	186,859
借入金	322,239
外国為替	8,784
社債	322,000
信託勘定借	1,015,305
その他負債	475,980
賞与引当金	9,395
その他の引当金	23,411
繰延税金負債	67,084
再評価に係る繰延税金負債	20,114
支払承諾	278,942
負債の部合計	29,651,365
純資産の部	
資本金	279,928
資本剰余金	377,178
資本準備金	279,928
その他資本剰余金	97,250
利益剰余金	249,909
その他利益剰余金	249,909
繰越利益剰余金	249,909
株主資本合計	907,016
その他有価証券評価差額金	346,659
繰延ヘッジ損益	35,128
土地再評価差額金	43,991
評価・換算差額等合計	425,779
純資産の部合計	1,332,796
負債及び純資産の部合計	30,984,161

第15期 損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	503,109
資金運用収益	262,384
(うち貸出金利息)	(202,444)
(うち有価証券利息配当金)	(36,325)
信託報酬	17,932
役務取引等収益	126,753
特定取引収益	8,753
その他業務収益	29,007
その他経常収益	58,278
経常費用	359,471
資金調達費用	21,283
(うち預金利息)	(6,426)
役務取引等費用	52,437
特定取引費用	164
その他業務費用	18,718
営業経費	226,486
その他経常費用	40,382
経常利益	143,637
特別利益	402
特別損失	1,509
税引前当期純利益	142,531
法人税、住民税及び事業税	29,770
法人税等調整額	11,415
法人税等合計	41,186
当期純利益	101,345

2 株式会社埼玉りそな銀行の決算概要

第15期末 貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	5,229,570	預金	12,525,235
コールローン	9,575	譲渡性預金	277,620
買入金銭債権	1,995	コールマネー	300,000
商品有価証券	13,475	借入金	313,000
有価証券	1,392,194	外国為替	107
貸出金	7,095,632	社債	25,000
外国為替	12,099	その他負債	62,258
その他資産	100,611	賞与引当金	3,015
有形固定資産	55,898	その他の引当金	12,886
無形固定資産	2,732	繰延税金負債	3,843
前払年金費用	11,710	支払承諾	15,358
支払承諾見返	15,358	負債の部合計	13,538,325
貸倒引当金	△27,017	純資産の部	
		資本金	70,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	139,971
		利益準備金	20,012
		その他利益剰余金	119,958
		繰越利益剰余金	119,958
		株主資本合計	309,971
		その他有価証券評価差額金	60,219
		繰延ヘッジ損益	5,319
		評価・換算差額等合計	65,539
		純資産の部合計	375,510
資産の部合計	13,913,836	負債及び純資産の部合計	13,913,836

第15期 損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	164,173
資金運用収益	101,599
(うち貸出金利息)	(85,323)
(うち有価証券利息配当金)	(10,990)
役務取引等収益	40,513
その他業務収益	9,652
その他経常収益	12,407
経常費用	114,435
資金調達費用	2,810
(うち預金利息)	(1,337)
役務取引等費用	19,258
その他業務費用	7,556
営業経費	77,913
その他経常費用	6,896
経常利益	49,738
特別利益	12
特別損失	209
税引前当期純利益	49,541
法人税、住民税及び事業税	12,476
法人税等調整額	2,350
法人税等合計	14,826
当期純利益	34,714

3 株式会社近畿大阪銀行の決算概要

第17期末 貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	386,126
買入金銭債権	10,388
商品有価証券	1
有価証券	655,256
貸出金	2,440,559
外国為替	4,077
その他資産	11,499
有形固定資産	29,905
無形固定資産	305
前払年金費用	5,303
繰延税金資産	6,612
支払承諾見返	9,250
貸倒引当金	△13,514
資産の部合計	3,545,771

科 目	金 額
負債の部	
預金	3,235,743
譲渡性預金	58,800
借入金	71,600
外国為替	40
その他負債	15,416
賞与引当金	2,062
その他の引当金	5,830
支払承諾	9,250
負債の部合計	3,398,743
純資産の部	
資本金	38,971
資本剰余金	55,439
資本準備金	38,971
その他資本剰余金	16,467
利益剰余金	45,024
その他利益剰余金	45,024
繰越利益剰余金	45,024
株主資本合計	139,435
その他有価証券評価差額金	7,592
評価・換算差額等合計	7,592
純資産の部合計	147,027
負債及び純資産の部合計	3,545,771

第17期 損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	58,515
資金運用収益	34,443
(うち貸出金利息)	(30,180)
(うち有価証券利息配当金)	(3,909)
役務取引等収益	14,557
その他業務収益	2,773
その他経常収益	6,741
経常費用	51,950
資金調達費用	1,413
(うち預金利息)	(1,245)
役務取引等費用	6,842
その他業務費用	145
営業経費	39,889
その他経常費用	3,659
経常利益	6,564
特別利益	3,399
特別損失	250
税引前当期純利益	9,713
法人税、住民税及び事業税	619
法人税等調整額	1,592
法人税等合計	2,211
当期純利益	7,501

4 信託財産残高表

信託財産残高表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸出金	31,092	金銭信託	9,442,640
有価証券	0	年金信託	2,615,046
信託受益権	24,987,140	財産形成給付信託	1,003
受託有価証券	14,987	投資信託	13,401,496
金銭債権	186,134	金銭信託以外の金銭の信託	321,509
有形固定資産	353,537	有価証券の信託	15,028
無形固定資産	3,012	金銭債権の信託	202,136
その他債権	4,989	土地及びその定着物の信託	22,841
銀行勘定貸	1,015,305	包括信託	607,237
現金預け金	12,740		
合 計	26,608,939	合 計	26,608,939

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額24,987,140百万円が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産164,048百万円
5. 元本補填契約のある信託の貸出金31,092百万円のうち、延滞債権額は485百万円であります。なお、破綻先債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額は該当ありません。
6. 合算対象となる子会社は、株式会社りそな銀行1社であります。

(付) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸出金	31,092	元本	1,031,738
その他	1,000,778	債権償却準備金	94
		その他	38
計	1,031,870	計	1,031,870

以 上

中継会場のご案内

※中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。

日時 2017年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

中継会場に ご来場の 株主さまへ

- ご来場の際には、本冊子（第16期定時株主総会招集のご通知）をご持参いただき、当日受付にてご提示いただきますようお願いいたします。
- 当日、中継会場では総会の様子をスクリーンでご覧いただくのみとなります。
ご質問や議決権行使はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 議決権行使方法については、3頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

会場 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー 5階

虎ノ門ヒルズフォーラム メインホール

交通のご案内

東京メトロ銀座線

■「虎ノ門駅」1番出口 徒歩約5分

東京メトロ日比谷線

■「神谷町駅」3番出口 徒歩約6分

東京メトロ千代田線・日比谷線

■「霞ヶ関駅」A12番出口 徒歩約8分

都営地下鉄三田線

■「内幸町駅」A3番出口 徒歩約8分

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

虎ノ門ヒルズ2階拡大図



①②③各入口より2階へお越しいただき、5階虎ノ門ヒルズフォーラム行きのエスカレーターにお乗りかえください。

ご来場の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

第16期 定時株主総会 株主総会会場のご案内

日時 2017年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそなグループ大阪本社ビル
地下2階講堂

電話 大阪（06）6268-7400

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線

「堺筋本町駅」**出口17** 徒歩約2分

地下鉄御堂筋線

「本町駅」**出口1** 徒歩約6分

出口3 徒歩約6分

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

主要路線図



ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

お願い：会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

当社使用欄

株式会社 **りそなホールディングス**

東京本社 〒135-8582 東京都江東区木場一丁目5番65号

大阪本社 〒540-8608 大阪市中央区備後町二丁目2番1号